

徳島県告示第十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年一月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	名称	所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
医療法人照陽会	阿波市阿波町元町一四番地	笠井病院	阿波市阿波町元町一四番地	介護予防訪問リハビリテーション	令和五年十月二十日	令和五年十一月三十日	
株式会社メデイス	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目一五番地一	メデイス徳島ケアセンター	徳島市勝占町惣田一五三	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同 二十六日	同	